放課後児童クラブ（○○児童館）運営規程

**参　考　例**

（事業の目的）

第１条　放課後児童クラブ（○○児童館）（以下「事業所」という。）は、児童福祉法（昭和２２年　法律第１６４号）第６条の３第２項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業者は、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学してい　る児童（以下「利用者」という。）を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的　な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と　子育ての両立を支援するものとする。

２　事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わ　なければならない。

３　事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放　課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

４　事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければな　らない。

５　前４項のほか、事業者は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準　（平成26年厚生労働省令第63号）」、「神戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する　基準を定める条例（平成26年神戸市条例第15号）」及び「神戸の放課後児童クラブ（学童保育）　の基準」（以下「ガイドライン」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、運営に取り　組むものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　：放課後児童クラブ（○○児童館）

（２）所在地：神戸市○○区○○丁目○○番地

（職員の種類、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における職員の種類、員数（※通常平日の配置数）の及び職務の内容は、次のとおり　とする。

（１）放課後児童支援員：○名

　　　補助員：○名

（２）職員は、ガイドラインに定める「放課後児童支援員等の役割・職務」を基本に業務を行うもの　　とする。

（開所日及び開所時間）

第５条　事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

（１）開所日

　　　日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3　　　日まで）を除く日

（２）開所時間

　　　ア　小学校の授業日：放課後から午後○時まで

　　　イ　小学校の授業の休業日（土曜日を除く。）

　　　　　　　　：午前８時３０分から午後○時まで

　　　ウ　土曜日：午前９時から午後○時まで

２　事業者は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、　若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、　保護者に周知するものとする。

（支援の内容）

第６条　事業所で行う支援の内容は、ガイドラインに定める「児童への育成・支援内容」とする。

（保護者が支払うべき額等）

第７条　保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という。）は、次に掲げる額とする。

（１）基本利用料：４，５００円（月額）

（２）おやつ代：１，５００円（月額）

（３）延長利用料（午後５時から午後６時までの利用）：１，５００円（月額）

　　　　　　　　（午後６時から午後○時までの利用）：　　　　　円（　）

２　前項（１）については、次のとおり減免制度を設けるものとする。

（１）生活保護世帯：全額免除

（２）市民税非課税世帯のうち母子家庭または父子家庭：全額免除

（３）所得税非課税世帯：２分の１減額

３　前２項に規定する保護者負担額の他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、　あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものと　する。

４　保護者負担額及び前項の実費は、事業者が指定する日に、原則として、口座振替の方法により納　付するものとする。口座振替によりがたい場合は、事業者の指定する方法によるものとする。

（事業所の面積）

第８条　事業所の面積は、○㎡とする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、○○小学校区とする。

　ただし、これを越えて利用することを妨げるものではない。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第１０条　保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

（１）利用者が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所に届け出ること。

（２）感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は利用　　者に対して休所を命ずることができる。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第１１条　事業者は、ガイドラインに定める「安全管理、危機管理」に従い対応するものとする。

（非常災害対策）

第１２条　事業者は、危機管理マニュアルを定め、日頃から安全管理、安全指導、危機対応に取り組　むものとする。

（苦情解決）

第１３条　事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に　対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に　従って必要な改善を行わなければならない。

３　事業者は、神戸市児童福祉審議会が行う社会福祉法第８５条第１項の規定による調査にできる限　り協力しなければならない。

（個人情報の保護）

第１４条　職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしては　ならない。

２　事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘　密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第１５条　事業者及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他該　当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（その他運営に関する重要事項）

第１６条　事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

２　事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するもの　とする。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて、保護者に周知するものと　する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。